

POPs検討委員会第20回会合(POPRC20)結果概要

参考資料 1

- 残留性有機汚染物質を国際的に規制するストックホルム条約による規制対象物質について検討する残留性有機汚染物質検討委員会（POPRC20）の第20回会合が令和6年9月に開催された。

【開催日、開催地】 2024年9月23日（月）～27日（金）、ローマ・イタリア

【概要】

○リスク管理に関する評価の検討段階

① クロルピリホス（提案国：欧州連合）〔主な用途〕殺虫剤

⇒一部の農作物の害虫駆除や牛のダニ駆除、建築物の基礎に用いる木材の害虫からの保護のための使用を適用除外とした上で、廃絶対象物質（附属書A）への追加をCOP12に勧告。

② 中鎖塩素化パラフィン（提案国：英国）〔主な用途〕金属加工油剤・難燃性樹脂原料等

⇒規制の対象となる定義の範囲については炭素数14～17までのものであって塩素の含有量が全重量の45%以上であるものを対象とすると共に、自動車、分析機器や制御機器等の電気電子機器、医療機器に用いる金属加工油剤や修理用部品等のための使用（加工プロセスを含む。）を適用除外とした上で、廃絶対象物質（附属書A）への追加をCOP12に勧告。

③ 長鎖ペルフルオロカルボン酸（PFCA） ※1、その塩及び関連物質（提案国：カナダ）

〔主な用途〕フッ素ポリマー加工助剤、界面活性剤等 （※1 炭素数：9～21）

⇒交換用部品として設計された半導体や自動車の交換用部品のための使用を適用除外とした上で、廃絶対象物質（附属書A）への追加をCOP12に勧告。

○リスクプロファイルの検討段階

④ ポリ臭素化ジベンゾ-p-ジオキシン及びジベンゾフラン（提案国：スイス）

〔主な用途〕非意図的精製物

⇒次回会合（POPRC21、令和7年9～10月開催予定）に向けてリスクプロファイル案を作成。